

# 新旧対照表

新	旧
<p>凡例</p> <p>(略)</p> <p>地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（令和4年8月） …データ要件・連携要件標準仕様書</p> <p>地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】（令和4年8月） …共通機能標準仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 本仕様書について</p> <hr/> <p style="text-align: center;">3. 対象</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(3) 対象項目</p> <p>本仕様書では、以下の項目について規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準化の対象範囲（第2章）</li> <li>・機能要件（第3章及び別紙「機能・帳票要件」）</li> <li>・様式・帳票要件（第4章、別紙「帳票一覧・レイアウト」及び「諸元表」）</li> <li>・データ要件（第5章）</li> <li>・連携要件（第3章、第5章の一部及び別紙「連携要件一覧」）（※）</li> <li>・非機能要件（第6章）</li> <li>・業務フロー（別紙）</li> <li>・ツリー図（別紙）</li> </ul>	<p>凡例</p> <p>(略)</p> <p>地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書（令和4年8月） …データ要件・連携要件標準仕様書</p> <p>地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第1.0版】（令和4年●月） …共通機能標準仕様書</p> <p style="text-align: center;">第1章 本仕様書について</p> <hr/> <p style="text-align: center;">3. 対象</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(3) 対象項目</p> <p>本仕様書では、以下の項目について規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準化の対象範囲（第2章）</li> <li>・機能要件（第3章）</li> <li>・様式・帳票要件（第4章）</li> <li>・データ要件（第5章）</li> <li>・連携要件（第3章及び第5章の一部※）</li> <li>・非機能要件（第6章）</li> <li>・業務フロー（別紙1）</li> <li>・ツリー図（別紙2）</li> <li>・連携要件一覧（別紙3）</li> </ul>

## 新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
<h3 style="margin: 0;">4. 本仕様書の内容</h3>	<h3 style="margin: 0;">4. 本仕様書の内容</h3>
<h4 style="margin: 0; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px;">(1) 本仕様書の構成</h4>	<h4 style="margin: 0; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px;">(1) 本仕様書の構成</h4>
<p>(略)</p> <p>また、別紙に業務フロー、ツリー図、機能・帳票要件、帳票一覧・レイアウト、諸元表及び連携要件一覧を記載している。</p>	<p>(略)</p> <p>また、別紙に業務フロー、ツリー図及び連携要件一覧を記載している。</p>
(略)	(略)
<h3 style="margin: 0;">第3章 機能要件</h3>	<h3 style="margin: 0;">第3章 機能要件</h3>
<h2 style="margin: 0; border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;">機能要件全般に関する事項</h2>	
<p>業務を実施するために必要な機能を、機能要件として別紙「機能・帳票要件」に規定している。全ての団体に必須機能又は実装が望ましい機能や、最適な標準機能として合意できる機能については【実装必須機能】として規定している。また、団体によっては必須機能又は実装が望ましい機能については【標準オプション機能】、カスタマイズの発生源であり、かつ、不要と考えられた機能については【実装不可機能】としている。</p> <p>各要件に対しては、機能ID（規定している機能を一意に定めることを目的に付番した番号）や実装区分（機能要件における実装の類型（実装必須機能、標準オプション機能、実装不可機能の類型）を自治体規模ごと（指定都市、中核市、</p>	<p>(※機能・帳票要件のエクセル化に伴い整理)</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>一般市区町村) 示したもの。) を示すとともに、要件の考え方・理由 (各要件の検討過程などを、必要に応じて補足説明したもの。) を記載している。</p> <hr/> <h1 data-bbox="360 405 815 496">1 管理項目</h1> <hr/> <h2 data-bbox="658 600 1099 667">1.1 住民データ</h2> <hr/> <h3 data-bbox="125 727 371 767">1.1.11 続柄</h3> <hr/> <p data-bbox="143 815 405 855"><b>【考え方・理由】</b></p> <p data-bbox="176 890 237 927">(略)</p> <p data-bbox="176 938 1111 1214">また、J-LIS 提供の「既存住基システム改造仕様書」の続柄コードには、「祖父」、「祖母」、「おじ」、「おば」、「甥」、「姪」等、一部ベンダでは入力できない可能性のある続柄が存在するが、分科会における議論の結果、これらは4世代以内で表記するか、4世代で記載できない場合は、「縁故者」として記載することで足りるため、これらの続柄に対応することは不要と判断した。</p> <hr/> <h3 data-bbox="125 1329 629 1369">1.1.16 支援措置対象者管理</h3> <hr/> <p data-bbox="143 1414 405 1453"><b>【実装必須機能】</b></p>	<hr/> <h1 data-bbox="1375 456 1830 547">1 管理項目</h1> <hr/> <h2 data-bbox="1673 651 2114 718">1.1 住民データ</h2> <hr/> <h3 data-bbox="1140 778 1386 818">1.1.11 続柄</h3> <hr/> <p data-bbox="1158 866 1420 906"><b>【考え方・理由】</b></p> <p data-bbox="1191 941 1252 978">(略)</p> <p data-bbox="1191 989 2134 1313">また、<u>地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)</u> 提供の「既存住基システム改造仕様書」の続柄コードには、「祖父」、「祖母」、「おじ」、「おば」、「甥」、「姪」等、一部ベンダでは入力できない可能性のある続柄が存在するが、分科会における議論の結果、これらは4世代以内で表記するか、4世代で記載できない場合は、「縁故者」として記載することで足りるため、これらの続柄に対応することは不要と判断した。</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>支援措置の実施に当たっては、支援措置対象者の住民票（原票）及び除票（原票）に支援措置対象者である旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、住民票（原票）及び除票の上記表示から画面遷移し、支援措置責任者又は支援措置責任者の了承を得た者のみが端末画面上でデータベースを確認できること。</p> <p>&lt;当初受付市区町村で管理すべきデータベース上の項目&gt;</p> <p>○支援措置申出書情報</p> <p>【申出者に関する項目】</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を求める事務及び住所等           <ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳の閲覧（現住所）の支援措置希望有無</li> <li>住民票の写し等の交付（現住所）の支援措置希望有無</li> <li>住民票の除票の写し等の交付（前住所等）の支援措置希望有無及び前住所等</li> <li>戸籍の附票の写しの交付（現本籍）の支援措置希望有無及び現本籍</li> <li>戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍等）の支援措置希望有無及び前本籍等</li> <li>固定資産所在市区町村における支援措置に準じた支援（所在地）の希望有無及び対象の固定資産所在市区町村</li> </ul> </li> </ul> <p>【加害者に関する項目】（判明している場合）</p> <p>（略）</p>	<p>1.1.16 支援措置対象者管理</p> <hr style="border: 1px solid blue;"/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>支援措置の実施に当たっては、支援措置対象者の住民票（原票）及び除票（原票）に支援措置対象者である旨の表示ができるとともに、住民記録システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、住民票（原票）及び除票の上記表示から画面遷移し、<u>支援措置責任者の了承を得て又は支援措置責任者のみが端末画面上でデータベースを確認できること。</u></p> <p>&lt;当初受付市区町村で管理すべきデータベース上の項目&gt;</p> <p>○支援措置申出書情報</p> <p>【申出者に関する項目】</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を求める事務及び住所等           <ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳の閲覧（現住所）の支援措置希望有無</li> <li>住民票の写し等の交付（現住所）の支援措置希望有無</li> <li>住民票の除票の写し等の交付（前住所等）の支援措置希望有無及び前住所等</li> <li>戸籍の附票の写しの交付（現本籍）の支援措置希望有無及び本籍</li> <li>戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍等）の支援措置希望有無及び前本籍等</li> <li>固定資産所在市区町村における支援措置に準じた支援（所在地）の希望有無及び対象の固定資産所在市区町村</li> </ul> </li> </ul>

## 新旧対照表

新	旧
<p>【併せて支援を求める者に関する項目】            (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を求める事務及び住所等               <ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳の閲覧（現住所）の支援措置希望有無</li> <li>住民票の写し等の交付（現住所）の支援措置希望有無</li> <li>住民票の除票の写し等の交付（前住所等）の支援措置希望有無及び前住所等</li> <li>戸籍の附票の写しの交付（現本籍）の支援措置希望有無及び現本籍</li> <li>戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍等）の支援措置希望有無及び前本籍等</li> <li>固定資産所在市区町村における支援措置に準じた支援（所在地）の希望有無及び対象の固定資産所在市区町村</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p> <p>○支援措置に関するその他項目（申出書情報に追加で登録できること。）</p> <p>【申出者に関する項目】            (略)</p> <p>【加害者に関する項目】（判明している場合）            (略)</p> <p>【併せて支援を求める者に関する項目】            (略)</p> <p>○転送情報</p>	<p>【加害者に関する項目】（判明している場合）            (略)</p> <p>【併せて支援を求める者に関する項目】            (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を求める事務及び住所等               <ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳の閲覧（現住所）の支援措置希望有無</li> <li>住民票の写し等の交付（現住所）の支援措置希望有無</li> <li>住民票の除票の写し等の交付（前住所等）の支援措置希望有無及び前住所等</li> <li>戸籍の附票の写しの交付（現本籍）の支援措置希望有無及び本籍</li> <li>戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍等）の支援措置希望有無及び前本籍等</li> <li>固定資産所在市区町村における支援措置に準じた支援（所在地）の希望有無及び対象の固定資産所在市区町村</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p> <p>○支援措置に関するその他項目（申出書情報に追加で登録できること。）</p> <p>【申出者に関する項目】            (略)</p> <p>【加害者に関する項目】（判明している場合）            (略)</p> <p>【併せて支援措置を求める者に関する項目】</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>○支援措置の期間 (略)</p> <p>○仮支援措置 (略)</p> <p>&lt;当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目&gt;</p> <p>○支援措置申出書情報</p> <p>【申出者に関する項目】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>転送を受けた他の市区町村が支援を求められている事務</u> (住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、住民票の除票の写し等の交付から選択) <u>(複数登録できること。)</u></li> </ul> <p>【加害者に関する項目】(判明している場合) (略)</p> <p>【併せて支援を求める者に関する項目】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>転送を受けた他の市区町村が支援を求められている事務</u> (住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、住民票の除票の写し等の交付から選択) <u>(複数登録できること。)</u></li> </ul> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○転送情報 (略)</p> <p>○支援措置の期間 (略)</p> <p>○仮支援措置 (略)</p> <p>&lt;当初受付市区町村から転送を受けた他の市区町村が管理すべきデータベース上の項目&gt;</p> <p>○支援措置申出書情報</p> <p>【申出者に関する項目】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を求める事務(住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、住民票の除票の写し等の交付から選択)</li> </ul> <p>【加害者に関する項目】(判明している場合) (略)</p> <p>【併せて支援を求める者に関する項目】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を求める事務(住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、住民票の除票の写し等の交付から選択)</li> </ul>

## 新旧対照表

新	旧
<p>○支援措置に関するその他項目（申出書情報に追加で登録できること。）</p> <p><b>【申出者に関する項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名のフリガナ</li> <li>・通称及び通称のフリガナ</li> <li>・旧氏及び旧氏のフリガナ</li> <li>・<u>宛名番号</u></li> <li>・性別</li> <li>・支援を求められている事務が住民票の除票の写し等の交付の場合、支援措置対象住所の住所種別（転入通知に基づいて記載した転出先住所（確定）、転出届に基づいて記載した転出先住所（予定）、統合記載欄に記載された転出先住所等から選択できること。）（複数登録できること。）</li> <li>・その他（任意の文言を登録できること。）</li> </ul> <p><b>【加害者に関する項目】</b>（判明している場合） （略）</p> <p><b>【併せて支援を求める者に関する項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名のフリガナ</li> <li>・通称及び通称のフリガナ</li> <li>・旧氏及び旧氏のフリガナ</li> <li>・<u>宛名番号</u></li> <li>・性別</li> <li>・支援を求められている事務が住民票の除票の写し等の交付の場合、支援措置対象住所の住所種別（転入通知に基</li> </ul>	<p style="text-align: center;">（略）</p> <p>○支援措置に関するその他項目（申出書情報に追加で登録できること。）</p> <p><b>【申出者に関する項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名のフリガナ</li> <li>・通称及び通称のフリガナ</li> <li>・旧氏及び旧氏のフリガナ</li> <li>・性別</li> <li>・支援を求める事務が住民票の除票の写し等の交付（<u>前住所等</u>）の場合、支援措置対象住所の住所種別（転入通知に基づいて記載した転出先住所（確定）、転出届に基づいて記載した転出先住所（予定）、統合記載欄に記載された転出先住所等から選択できること。）（複数登録できること。）</li> <li>・その他（任意の文言を登録できること。）</li> </ul> <p><b>【加害者に関する項目】</b>（判明している場合） （略）</p> <p><b>【併せて支援措置を求める者に関する項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名のフリガナ</li> <li>・通称及び通称のフリガナ</li> <li>・旧氏及び旧氏のフリガナ</li> </ul>

## 新旧対照表

新	旧
<p>づいて記載した転出先住所（確定）、転出届に基づいて記載した転出先住所（予定）、統合記載欄に記載された転出先住所等から選択できること。）（複数登録できること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他（任意の文言を登録できること。）</li> </ul> <p>○転送情報 （略）</p> <p>○支援措置の期間 （略）</p> <p>○仮支援措置 （略）</p> <p>（略）</p> <p>1.1.18 フリガナ</p> <hr style="border: 1px solid blue;"/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>（略）</p> <p>なお、フリガナについては、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別</li> <li>・支援を求める事務が住民票の除票の写し等の交付（<u>前住所等</u>）の場合、支援措置対象住所の住所種別（転入通知に基づいて記載した転出先住所（確定）、転出届に基づいて記載した転出先住所（予定）、統合記載欄に記載された転出先住所等から選択できること。）（複数登録できること。）</li> <li>・その他（任意の文言を登録できること。）</li> </ul> <p>○転送情報 （略）</p> <p>○支援措置の期間 （略）</p> <p>○仮支援措置 （略）</p> <p>（略）</p> <p>1.1.18 フリガナ</p> <hr style="border: 1px solid blue;"/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>（略）</p> <p>なお、フリガナについては、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住民基本台帳ネットワークの仕様に合わせて送信できること。</p>



## 新旧対照表

新	旧
<h3>1.2 異動履歴データ</h3>	<h3>1.2 異動履歴データ</h3>
1.2.1 異動履歴の管理	1.2.1 異動履歴の管理
<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する異動履歴（留意事項の異動を含む。）は、以下の項目を管理すること。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入力端末名</li></ul> <p>（略）</p>	<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する異動履歴（留意事項の異動を含む。）は、以下の項目を管理すること。</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入力端末</li></ul> <p>（略）</p>
<h3>1.3 その他の管理項目</h3>	<h3>1.3 その他の管理項目</h3>
1.3.8 交付履歴の管理	1.3.8 交付履歴の管理
<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する証明書の交付履歴(20.1.1（住民票の写し）、20.1.3（住民票の写し（世帯連記式））、20.1.4（住民票の除票の写し）、20.1.2（住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書）、</p>	<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する証明書の交付履歴(20.1（住民票の写し等）、20.1.3（住民票の写し（世帯連記式））、20.1.4（住民票の除票の写し）、20.1.2（住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書）、</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>20. 3. 2 (転出証明書)、20. 3. 3 (転出証明書に準ずる証明書)、20. 4. 1 (住民票コード通知票)、20. 4. 2 (住民票コード変更通知票) 及び 20. 4. 3 (住民票コード修正通知票) に関するものは、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 (略)</p>	<p>20. 3. 2 (転出証明書)、20. 3. 3 (転出証明書に準ずる証明書)、20. 4. 1 (住民票コード通知票)、20. 4. 2 (住民票コード変更通知票) 及び 20. 4. 3 (住民票コード修正通知票) に関するものは、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 (略)</p>
<h2>2 検索・照会・操作</h2>	<h2>2 検索・照会・操作</h2>
<h3>2.1 検索</h3>	<h3>2.1 検索</h3>
<p>2.1.3 基本検索</p>	<p>2.1.3 基本検索</p>
<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>指定都市においては、区からも検索できることとし、操作者の所属により管轄区を自動判定し、検索画面上の区を既定値として検索できること。なお、他区の実装も可能とすること。<u>また、異動者一覧を表示している状態で、行政区単位の絞り込みができること。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>指定都市においては、区からも検索できることとし、操作者の所属により管轄区を自動判定し、検索画面上の区を既定値として検索できること。なお、他区の実装も可能とすること。 (※機能・帳票要件のエクセル化に伴う記載の整理)</p> <p>(略)</p>

## 新旧対照表

新	旧
<h2 style="font-size: 2em;">2.2 照会</h2>	<h2 style="font-size: 2em;">2.2 照会</h2>
<p>2.2.1 異動履歴照会</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(削除)</p>   <p>(略)</p>	<p>2.2.1 異動履歴照会</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p><u>市区町村によっては実装されている同一住民を単位とした履歴照会の機能については、住基事務においては使用頻度も低く（国保においては使用頻度が高いが、それは住民記録システム標準仕様書で整理すべきものではないため）、ボタンで次の住民に移動できる機能がなくても、一旦メインの世帯確認画面等に戻って個人の画面に移動することで差し支えないことから不要。</u></p> <p>(略)</p>
<h2 style="font-size: 2em;">3 抑止設定</h2>	<h2 style="font-size: 2em;">3 抑止設定</h2>
<p>3.4 支援措置</p> <hr/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>支援措置期間の延長処理を行えることとともに、延長後の支援措置の期間は、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年間設定できること。</p>	<p>3.4 支援措置</p> <hr/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>支援措置期間の延長処理を行えることとともに、延長後の支援措置の期間は、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して1年間設定できること。</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、10.3 (操作権限管理) において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合わせて、利用者ごとに端末画面上での住所を非表示とすることも妨げられていない。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>3.5          住民異動不受理</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことはできない。(アラート <a href="#">24</a> 参照)</p> <hr/> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">4 異動</p> <hr/> <p>4.0.8        審査・決裁</p> <hr/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>異動処理の仮登録及び本登録を行えること。</p>	<p>(略)</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、10.3 (操作権限管理) において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合わせて、利用者ごとに端末画面上での住所非表示とすることも妨げられていない。</p> <p>(略)</p> <hr/> <p>3.5          住民異動不受理</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>異動届が正当なものであれば、当該届を受理しないことはできない。(アラート <a href="#">21・22</a> 参照)</p> <hr/> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">4 異動</p> <hr/> <p>4.0.8        審査・決裁</p> <hr/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>異動処理の仮登録及び本登録を行えること。</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>異動入力した内容は仮登録として、審査後の、決裁により本登録とする。</p> <p>仮登録の情報では、取消・修正等ができ、異動処理・証明発行・他業務（住基ネット等）連携については、抑止されること。</p> <p>仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。また、常時又は住民記録システム終了前に仮登録の者が存在することを表示できること。</p> <p>(略)</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>審査では、仮登録者の入力前のデータと入力後のデータが画面で比較表示でき、異動届もイメージデータとして画面に表示すべきという意見もあったが、この機能は画面の問題であるため、本仕様書には含めないこととする。</p> <p>(略)</p> <p>4.0.9      入力確認・修正</p> <hr/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>更新前（仮登録）には、20.0.1（様式・帳票全般）に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。</p>	<p>異動入力した内容は仮登録<u>状態</u>として、審査後の、決裁により本登録とする。</p> <p>仮登録<u>状態</u>の情報では、取消・修正等ができ、異動処理・証明発行・他業務（住基ネット等）連携については、抑止されること。</p> <p>仮登録一覧は、画面に表示され、異動者が選択できること。また、常時又は住民記録システム終了前に仮登録<u>状態</u>の者が存在することを表示できること。</p> <p>(略)</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>審査では、仮登録者の入力前のデータと入力後のデータが画面で比較表示でき、異動届もイメージデータが画面に表示すべきという意見もあったが、この機能は画面の問題であるため、本仕様書には含めないこととする。</p> <p>(略)</p> <p>4.0.9      入力確認・修正</p> <hr/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>更新前（仮登録<u>状態</u>）には、20.0.1（様式・帳票全般）に定める確認用帳票を画面確認又は印刷でき、入力内容を修正できること。</p>

## 新旧対照表

新	旧
<h3>4.1 届出</h3>	<h3>4.1 届出</h3>
4.1.0.2 届出日	4.1.0.2 届出日
<p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>届出日は処理当日と同じであることが多いため、届出日は処理当日をデフォルトで表示することとした。</p> <p>(略)</p>	<p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>届出日は処理当日と同じであることが多いため、届出日は処理当日でデフォルトで表示することとした。</p> <p>(略)</p>
<h4>4.1.1 転入</h4>	<h4>4.1.1 転入</h4>
4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化）	4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化）
<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>マイナポータル等から申請管理機能（「共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）に送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人氏名、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能から取得し、マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報と紐付けて、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。</p> <p>(略)</p>	<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>マイナポータル等から申請管理機能（「共通機能標準仕様書」参照）に送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人氏名、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能から取得し、マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報と紐付けて、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。</p> <p>(略)</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>また、転入届が提出される前の事前準備の段階については、届出提出前の段階であるため、「仮登録前」の状態であり、転入届が提出された後、「仮登録」に移行するものである。</p>	<p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>また、転入届が提出される前の事前準備の段階については、届出提出前の段階であるため、「仮登録前」の状態であり、転入届が提出された後、「<u>仮登録状態</u>」に移行するものである。</p>
<h3>4.1.2 転居</h3>	<h3>4.1.2 転居</h3>
<p>4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（転出・転入手続きのワンストップ化）</p>	<p>4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（転出・転入手続きのワンストップ化）</p>
<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>マイナポータル等から申請管理機能（「共通機能標準仕様書」参照）に送信された転居予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、異動予定年月日、届出人氏名、<u>届出人の性別</u>、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転居する他の世帯員の氏名、生年月日、従前の住所、新住所及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能から取得し、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込み、届出人について、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により該当する住民を特定することができること。</p> <p>転居予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、転居予約を利用した転居届（法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届と同一様式）に必要な情報を印字した上で、出力できること。なお、転居予約情報のうち、届出人以外の転</p>	<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>マイナポータル等から申請管理機能（「共通機能標準仕様書」参照）に送信された転居予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、異動予定年月日、届出人氏名、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転居する他の世帯員の氏名、<u>性別</u>、生年月日、従前の住所、新住所及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能から取得し、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込み、届出人について、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により該当する住民を特定することができること。</p> <p>転居予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、転居予約を利用した転居届（法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届と同一様式）に必要な情報を印字した上で、出力できること。なお、転居予約情報のうち、届出人以外の転居す</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>居する世帯員の氏名及び生年月日を、住民記録システム内の情報（氏名及び生年月日）と突合し、一致しない場合には、アラートを表示し、確認を促すこと。転居届に印字する性別については、上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字した上で出力できること。また、新しい世帯主及び続柄が転居予約情報として取得できない場合（世帯全員が転居する場合）、転居届に印字する新しい世帯主氏名及び他の世帯員の続柄については上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字したうえで出力できること。</p> <p>(略)</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>転居予約の届出人については、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により特定することとしている。また、届出人以外の転居する世帯員も届出人と同一世帯に限られ、届出人の住所と同一となることから、アラートの表示は、届出人以外の者に係る氏名及び生年月日のみとする。転居届が提出される前の事前準備の段階については、届出提出前の段階であるため、「仮登録前」の状態であり、転居届が提出された後、「仮登録」に移行する。</p>	<p>る<u>他の</u>世帯員の氏名及び生年月日を、住民記録システム内の情報（氏名及び生年月日）と突合し、一致しない場合には、アラートを表示し、確認を促すこと。転居届に印字する性別については、上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字した上で出力できること。また、新しい世帯主及び続柄が転居予約情報として取得できない場合（世帯全員が転居する場合）、転居届に印字する新しい世帯主氏名及び他の世帯員の続柄については上記突合により一致した者の情報を、住民記録システムから引用し、印字したうえで出力できること。</p> <p>(略)</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>転居予約の届出人については、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により特定することとしている。また、届出人以外の転居する世帯員も届出人と同一世帯に限られ、届出人の住所と同一となることから、アラートの表示は、届出人以外の者に係る氏名及び生年月日のみとする。転居届が提出される前の事前準備の段階については、届出提出前の段階であるため、「仮登録前」の状態であり、転居届が提出された後、「<u>仮登録状態</u>」に移行する。</p>



## 新旧対照表

新	旧
<p><b>4.1.3 転出</b></p> <p>4.1.3.0.3 転出証明書等</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>転出をした日から 14 日を経過して転出届がなされた場合は、4.1.3.0.1 (<u>転出における異動日・届出日</u>) に記載のとおり、職権で記載することとし、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを出力できること。</p> <p>(略)</p>	<p><b>4.1.3 転出</b></p> <p>4.1.3.0.3 転出証明書等</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>転出をした日から 14 日を経過して転出届がなされた場合は、4.1.3.0.1 (<u>届出日以降の異動</u>) に記載のとおり、職権で記載することとし、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行した旨を記載した転出証明書に準ずる証明書又は除票の写しを出力できること。</p> <p>(略)</p>
<h2>4.2 職権</h2>	<h2>4.2 職権</h2>
<p><b>4.2.1 職権修正</b></p> <p>4.2.3.1 修正</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>戸籍届出等に伴い世帯主の氏名が修正された場合は、併せて同一世帯員の世帯主の氏名が職権で修正できること。</p> <p>(略)</p>	<p><b>4.2.1 職権修正</b></p> <p>4.2.3.1 修正</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>戸籍届出等に伴い世帯主の氏名が修正された場合は、併せて同一世帯員の世帯主の氏名及びフリガナが職権で修正できること。</p> <p>(略)</p>

## 新旧対照表

新	旧
<h1 style="font-size: 2em; color: #4F81BD;">5 証明</h1>	<h1 style="font-size: 2em; color: #4F81BD;">5 証明</h1>
<p>5.1 証明書記載事項</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書又は住民票除票記載事項証明書を発行する際は、世帯全員分又は一部の世帯員について選択できること。また、形式の指定（世帯連記式か否か、履歴の有無）、省略の指定（世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番号）ができ、デフォルトでは特別の請求又は必要である旨の申出がある場合を除き省略又は記載の選択ができること。外国人の場合は、国籍・地域、法第 30 条の 45 に規定する区分、在留資格、在留期間等、満了日、在留カード等番号、通称の記載及び削除に関する事項の省略も指定できること。 (略)</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>また、住民票の写し等の証明書を交付した後、その交付日を遡る異動（転居・死亡等）が発生した際、交付済の証明書の回収をするために、異動届時に異動日と交付日の確認等をカスタマイズしている市区町村もあるが、交付済の証明書の回収は制度上求められておらず、構成員・準構成員意見照会の結果、アラートとして</p>	<p>5.1 証明書記載事項</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>住民票の写し、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書又は住民票除票記載事項証明書を発行する際は、世帯全員分又は一部の世帯員について選択できること。また、形式の指定（世帯連記式か否か、履歴の有無）、省略の指定（世帯主・続柄、本籍・筆頭者、住民票コード、個人番号）ができ、デフォルトでは特別の請求又は必要である旨の申出がある場合を除き省略又は記載の選択ができること。外国人の場合は、国籍・地域、法第 30 条の 45 に規定する区分、在留資格、在留期間等、満了日、在留カード等番号、通称の記載及び削除に関する事項の省略も指定できること。 (略)</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>また、住民票の写し等証明書を交付した後、その交付日を遡る異動（転居・死亡等）が発生した際、交付済の証明書の回収をするために、異動届時に異動日と交付日の確認等をカスタマイズしている市区町村もあるが、交付済の証明書の回収は制度上求められておらず、構成員・準構成員意見照会の結果、アラートとしてもニー</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>もニーズは低いと考えられるため、証明書回収の事務は不要であり、そのための機能もアラートを含め、実装しないこととする。 (略)</p> <p>5.7      公用表示</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>中核市市長会ひな形のような、証明書に「附票通知」を表示する機能については、法第 19 条第 4 項で電子的に行うこととされているため不要。 (略)</p>	<p>ズは低いと考えられるため、証明書回収の事務は不要であり、そのための機能もアラートを含め、実装しないこととする。 (略)</p> <p>5.7      公用表示</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>中核市市長会ひな形のような、証明書に「附票通知」を表示する機能については、法第 19 条 4 項で電子的に行うこととされているため不要。 (略)</p>
<h1 style="font-size: 2em; color: #4F81BD;">6 統計</h1>	<h1 style="font-size: 2em; color: #4F81BD;">6 統計</h1>
<p>6.1      統計</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>併せて、それ以外の都道府県独自の調査等への対応については EUC 機能（「共通機能標準仕様書」に規定する EUC 機能をいう。以下同じ。）により、各市区町村職員がデータの抽出を行うことを可能とし、統計機能としては記載しないこととしている。 (略)</p>	<p>6.1      統計</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>併せて、それ以外の都道府県独自の調査等への対応については EUC 機能により、各市区町村職員がデータの抽出を行うことを可能とし、統計機能としては記載しないこととしている。 (略)</p>

## 新旧対照表

新	旧
7 連携	7 連携
7.1 CS 連携・番号連携	7.1 CS 連携・番号連携
7.1.2 番号連携	7.1.2 番号連携
<p>7.1.2.2 符号の取得</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>住民記録システムから CS <u>への</u>符号の要求が正常に送信できているかを確認できること。</p> <p>7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>本機能により、住民の電子証明書情報を住民記録システムにおいて管理することが可能となる。これは、個人番号カードによる証明書等の交付や電子申請を受け付ける際の申請者の特定の基礎となり、また、申請管理機能への連携のため必要となるものである。</p>	<p>7.1.2.2 符号の取得</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>住民記録システムから CS <u>に、</u>符号の要求を正常に送信できているかを確認できること。</p> <p>7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>本機能により、住民の電子証明書情報を住民記録システムにおいて管理することが可能となる。これは、個人番号カードによる証明書等の交付や電子申請を受け付ける際の申請者の特定の基礎となり、また、<u>オンライン化に係る標準仕様書に基づく、</u>申請管理機能への連携のため必要となるものである。</p>

## 新旧対照表

新	旧
<h1 style="margin: 0;">7.2 庁内他業務連携</h1>	<h1 style="margin: 0;">7.2 庁内他業務連携</h1>
<p>7.2.1  他の標準準拠システムへの連携</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>  選挙人名簿への登録の有無は、住民票_(原票)_の記載事項であり、住民記録システムにおいて、最新情報を持っておく必要がある。ただし、記載事項となっているのは登録の有無のみであり、投票権の有無や登録年月日・抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項を反映できることは不要。</p> <p>(略)</p>	<p>7.2.1  他の標準準拠システムへの連携</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>  選挙人名簿への登録の有無は、住民票原票の記載事項であり、住民記録システムにおいて、最新情報を持っておく必要がある。ただし、記載事項となっているのは登録の有無のみであり、投票権の有無や登録年月日・抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項を反映できることは不要。</p> <p>(略)</p>
<h1 style="margin: 0;">9 バッチ</h1>	<h1 style="margin: 0;">9 バッチ</h1>
<p>9.4  成年被後見人</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>  成年被後見人の設定に関する機能は、主には印鑑登録事務と関係すると考えられるが、住基事務においても、例えば、成年被後見人が単独で住民異動届を提出しようとした場合に、成年被後見</p>	<p>9.4  成年被後見人</p> <hr/> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>  成年被後見人の設定に関する機能は、主には印鑑事務と関係すると考えられるが、住基事務においても、例えば、成年被後見人が単独で住民異動届を提出しようとした場合に、成年被後見人であ</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>人であるかどうかを確認できる必要がある。成年被後見人となった通知は住所地のみに送付されるため、市区町村間で連携されていないと転入地市区町村が了知できず、当該成年被後見人の当初の住所地の市区町村が他の市区町村に通知する必要がある。なお、運用上、成年被後見人の設定がなされた際に住所地に通知された書類等も合わせて転入地市区町村に連携されている。中核市市長会ひな形に記載されており、一定の数があると考えられるため、本仕様書にも盛り込む。</p> <p>(略)</p> <p>9.7 住所一括変更</p> <hr/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>以下について対応できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現住所については、世帯番号と変更前後の住所が入力された CSV データより、住民記録データの一括更新ができる。</li> <li>・本籍については、宛名番号と変更前後の本籍が入力された CSV データより、住民記録データの一括更新ができる。</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>るかどうかを確認できる必要がある。成年被後見人となった通知は住所地のみに送付されるため、市区町村間で連携されていないと転入地市区町村が了知できず、当該成年被後見人の当初の住所地の市区町村が他の市区町村に通知する必要がある。なお、運用上、成年被後見人の設定がなされた際に住所地に通知された書類等も合わせて転入地市区町村に連携されている。中核市市長会ひな形に記載されており、一定の数があると考えられるため、本仕様書にも盛り込む。</p> <p>(略)</p> <p>9.7 住所一括変更</p> <hr/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>以下について対応できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現住所については、世帯番号と変更前後が入力された CSV データより、住民記録データの一括更新ができる。</li> <li>・本籍については、宛名番号と変更前後が入力された CSV データより、住民記録データの一括更新ができる。</li> </ul> <p>(略)</p>

## 新旧対照表

新	旧
10 共通	10 共通
10.1 EUC 機能ほか	10.1 EUC 機能ほか
<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>EUC 機能を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 (略)</p>	<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>EUC 機能（「共通機能標準仕様書」に規定する EUC 機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 (略)</p>
10.2 アクセスログ管理	10.2 アクセスログ管理
<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(1) ログの取得 (略)</p>	<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(1) ログの取得<sub>△</sub> (略)</p>
10.9 マイナポータル等との接続	10.9 マイナポータル等との接続
<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>オンラインの申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能を経由して取得できること。  (略)</p>	<p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>オンラインの申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。  (略)</p>

## 新旧対照表

新	旧																
<h1 style="font-size: 2em;">11 エラー・アラート 項目</h1>	<h1 style="font-size: 2em;">11 エラー・アラート 項目</h1>																
<h3>11.1 エラー・アラート項目</h3>	<h3>11.1 エラー・アラート項目</h3>																
○ エラー項目一覧 (一部抜粋)	○ エラー項目一覧 (一部抜粋)																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">エラー番号</th> <th style="width: 30%;">エラー項目</th> <th style="width: 40%;">(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しない が参考までに一例を示す</th> <th style="width: 20%;">関係する 機能要件 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">35</td> <td>中長期在留者又は特別永住者の国外転入で在留カード番号等の欄に入力せずに確定した場合</td> <td>在留カード番号等が入力されていません。</td> <td style="text-align: center;">4.1.1</td> </tr> </tbody> </table>	エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しない が参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	35	中長期在留者又は特別永住者の国外転入で在留カード番号等の欄に入力せずに確定した場合	在留カード番号等が入力されていません。	4.1.1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">エラー番号</th> <th style="width: 30%;">エラー項目</th> <th style="width: 40%;">(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しない が参考までに一例を示す</th> <th style="width: 20%;">関係する 機能要件 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">35</td> <td>中長期在留者又は特別永住者の国外転入で在留カード番号欄等に入力せずに確定した場合</td> <td>在留カード番号等が入力されていません。</td> <td style="text-align: center;">4.1.1</td> </tr> </tbody> </table>	エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しない が参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	35	中長期在留者又は特別永住者の国外転入で在留カード番号欄等に入力せずに確定した場合	在留カード番号等が入力されていません。	4.1.1
エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しない が参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号														
35	中長期在留者又は特別永住者の国外転入で在留カード番号等の欄に入力せずに確定した場合	在留カード番号等が入力されていません。	4.1.1														
エラー番号	エラー項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しない が参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号														
35	中長期在留者又は特別永住者の国外転入で在留カード番号欄等に入力せずに確定した場合	在留カード番号等が入力されていません。	4.1.1														
○ アラート項目一覧 (一部抜粋)	○ アラート項目一覧 (一部抜粋)																



## 新旧対照表

新				旧			
アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しない が参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号	アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しない が参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号
45	転居予約を利用した転居において、取り込んだ転居予約情報の <u>うち、届出人以外の転居する世帯員の氏名及び</u> 生年月日が住民記録システム内の情報（氏名 <u>及び</u> 生年月日）と一致しない者がいる場合	転居届に印字しようとした者のうち、氏名・生年月日が異なる者がいます。 対象者：〇〇（転居予約情報の氏名） 差異項目：×× 確認の上、必要に応じて転居届印字前に修正してください。	4.1.2.2	45	転居予約を利用した転居において、取り込んだ転居予約情報の転居者の氏名、 <u>性別、</u> 生年月日 <u>及び</u> 従前の住所が住民記録システムの4情報（氏名・ <u>性別・</u> 生年月日・ <u>住所</u> ）と一致しない者がいる場合	転居届に印字しようとした者のうち、氏名・ <u>性別・</u> 生年月日・ <u>住所</u> が異なる者がいます。 対象者：〇〇（転居予約情報の氏名） 差異項目：×× 確認の上、必要に応じて転居届印字前に修正してください。	4.1.2.2

## 新旧対照表

新	旧
<h3 style="margin: 0;">第4章 様式・帳票要件</h3> <hr style="border: 1px solid blue; margin: 10px 0;"/> <h2 style="margin: 0;">様式・帳票要件全般に関する事項</h2> <hr style="border: 1px solid blue; margin: 10px 0;"/> <p style="margin-top: 20px;">業務を実施するために必要な様式・帳票の要件を、帳票要件として別紙「機能・帳票要件」に規定している。機能要件同様、全ての団体で必須機能又は実装が望ましい機能や、最適な標準機能として合意できる機能については【実装必須機能】として規定している。また、団体によっては必須機能又は実装が望ましい機能については【標準オプション機能】、カスタマイズの発生源であり、かつ、不要と考えられた機能については【実装不可機能】としている。</p> <p>各要件に対しては、機能 ID（規定している機能を一意に定めることを目的に付番した番号）や実装区分（機能要件における実装の種類（実装必須機能、標準オプション機能、実装不可機能の種類）を地方公共団体規模ごと（指定都市、中核市、一般市区町村）示したもの。）を示すとともに、要件の考え方・理由（各要件の検討過程などを、必要に応じて補足説明したもの。）を記載している。</p> <p>また、本仕様書においてレイアウトを規定しているのは【実装必須機能】とされている様式・帳票のみであり、各様式・帳票のレイアウト、記載例及び記載に当たって考慮すべき事項等を別紙「帳票一覧・レイアウト」にて規定している。</p> <p>さらに、本仕様書においてレイアウトを規定している様式・帳票の諸元表について、別紙「諸元表」にて規定している。</p>	<h3 style="margin: 0;">第4章 様式・帳票要件</h3> <p style="margin-top: 20px;">（※機能・帳票要件のエクセル化に伴い整理）</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>20.0.1 様式・帳票全般</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(1) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (略) ○法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/<u>転居予約を利用した転居届</u> (20. 3. 1 参照) (略)</p> <p>(3) 住民基本台帳関係年報の調査様式(住民基本台帳関係年報の第 1 表、第 1 の 2 表及び第 1 の 3 表調査様式) (20. 6. 1 参照) について、「<u>住民基本台帳関係年報の処理について (平成 26 年 12 月 25 日総行住第 136 号総務省自治行政局長通知)</u>」において指定するレイアウトに転記できる形で出力できること。</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>住民異動届については、市区町村ごとのニーズにより様式及び記載事項が様々であり、システムから出力されないものも多いため、標準化の対象外。ただし、法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合、<u>転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入届に必要な情報を印字し、出力することが可能であり、また、転居予約情報を受信した場合、転居予約情報を基に転居届に必要な情報を印字し、出力することが可能であることから、法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届及び転居予約を利用した転居届</u> (余白欄を除く。) は本仕様書の対象とする。</p>	<p>20.0.1 様式・帳票全般</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(1) 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (略) ○法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届 (20. 3. 1 参照) (略)</p> <p>(3) 住民基本台帳関係年報の調査様式(住民基本台帳関係年報の第 1 表、第 1 の 2 表及び第 1 の 3 表調査様式) (20. 6. 1 参照) について、<u>以降で示すレイアウトに従い、XLSX 形式により出力できること。</u></p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>(略)</p> <p>住民異動届については、市区町村ごとのニーズにより様式及び記載事項が様々であり、システムから出力されないものも多いため、標準化の対象外。ただし、法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合に限り、<u>すべての自治体において通知された転出証明書情報を基に転入届に必要な情報を印字し、出力することが可能であることから、法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届</u> (余白欄を除く。) は本仕様書の対象とする。</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>20.0.2 各項目の記載</p> <hr/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>ただし、法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届及び転居予約を利用した転居届については証明書ではなく、届出書であることから、記載しない項目及び記載すべきものがない項目の表記に関しては、その限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>20.0.2 各項目の記載</p> <hr/> <p><b>【実装必須機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>ただし、法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届については証明書ではなく、届出書であることから、記載しない項目及び記載すべきものがない項目の表記に関しては、その限りでない。</p> <p>(略)</p>

## 新旧対照表

新	旧
<h1 style="margin: 0;">20.1 住民票の写し等</h1>	<h1 style="margin: 0;">20.1 住民票の写し等</h1>
<p>20.1.1 住民票の写し</p> <hr/> <p><b>【実装不可機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>記載諸元 (一部抜粋)</p> <p>1. 項目・記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「氏名」の桁数：<u>20</u>／3</li> <li>・「世帯主の氏名」の桁数：<u>20</u></li> </ul> <p>(※第2.0版の記載に戻す)</p> <p>○ 住民票の写し(外国人住民)のレイアウトの考え方 (一部抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漢字名のある外国人住民の場合は、漢字氏名をローマ字氏名の後に併記する。氏名、通称氏名、旧氏の後には( )でフリガナを付すことができる。氏名欄は全角48文字より多い桁数を用意し、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角96文字以上とする。</li> </ul> <p><b>【理由】</b>人口100万人以上の政令市でも、全角48文字、半角96文字の桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられるとのことだったため、これにフリガナを追記できることを考慮し、それより多い桁数を用意する。外国人住民は氏名が長くなる場合が多く、準</p>	<p>20.1.1 住民票の写し</p> <hr/> <p><b>【実装不可機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>記載諸元 (一部抜粋)</p> <p>1. 項目・記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「氏名」の桁数：<u>20</u></li> <li>・「世帯主の氏名」の桁数：<u>20</u>／3</li> </ul> <p>○ 住民票の写し(外国人住民)のレイアウトの考え方 (一部抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漢字名のある外国人の場合は、漢字氏名をローマ字氏名の後に併記する。氏名、通称氏名、旧氏の後には( )でフリガナを付すことができる。氏名欄は全角48文字より多い桁数を用意し、英数字は全角で桁あふれが生じる場合は、必要に応じて半角96文字以上とする。</li> </ul> <p><b>【理由】</b>人口100万人以上の政令市でも、全角48文字、半角96文字の桁数で、桁あふれを年間10件程度に抑えられるとのことだったため、これにフリガナを追記できることを考慮し、それより多い桁数を用意する。外国人は氏名の長い人が多く、準構成員から</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>構成員からも英数字を半角とする対応はさほど問題ないという回答が多かったため、全角で桁あふれが生じる場合は英数字を半角とする。なお、ここで決める文字数はあくまでも様式に印字する文字数であり、データ上は出入国在留管理庁通知のデータレイアウトに合わせ、全角104文字まで持てることとする。</p>	<p>も英数字を半角とする対応はさほど問題ないという回答が多かったため、全角で桁あふれが生じる場合は英数字を半角とする。なお、ここで決める文字数はあくまでも様式に印字する文字数であり、データ上は出入国在留管理庁通知のデータレイアウトに合わせ、全角104文字まで持てることとする。</p>
<h3>20.3 転出証明書等</h3>	<h3>20.3 転出証明書等</h3>
<p>20.3.1 法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届</p>	<p>20.3.1 法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届</p>
<p><b>【標準オプション機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>記載諸元 (一部抜粋)</p> <p>1. 項目・記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「性別」の内容</li> </ul> <p>「転入の場合：転出証明書情報内の「性別」を記載 転居の場合：転居予約情報又は住民記録システム内の「性別」を記載」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「続柄」の内容</li> </ul> <p>「転入の場合：転出証明書情報又は転入予約情報内の「続柄」を記載 転居の場合：転居予約情報又は住民記録システム内の「続柄」を記載</p>	<p><b>【標準オプション機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>記載諸元 (一部抜粋)</p> <p>1. 項目・記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「性別」の内容</li> </ul> <p>「転入の場合：転出証明書情報内の「性別」を記載 転居の場合：転居予約情報内の「性別」を記載」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「続柄」の内容</li> </ul> <p>「転入/転居予約情報内の「続柄」を記載」</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>載」</p> <p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>○ 法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居予約を利用した転居届のレイアウトの考え方            ※赤字に関しては、届出の任に当たる者による記入を想定。</p>	<p><b>【考え方・理由】</b></p> <p>○ 法第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居予約を利用した転居届のレイアウトの考え方            ※赤字に関しては、届出の任に当たる者による記入を想定。  <u>※ページ番号については、出力枚数に応じて可変である想定。</u></p>
<h3 style="font-size: 2em;">20.5 その他</h3>	<h3 style="font-size: 2em;">20.5 その他</h3>
<p>20.5.5 職権記載等通知書</p> <p><b>【標準オプション機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>記載諸元 (一部抜粋)</p> <p>1. 項目・記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「在留カード等の番号項目名」の内容</li> <li>「日本人の場合「***」、外国人の場合「在留カード等<u>の</u>番号」と記載」</li> </ul>	<p>20.5.5 職権記載等通知書</p> <p><b>【標準オプション機能】</b></p> <p>(略)</p> <p>記載諸元 (一部抜粋)</p> <p>1. 項目・記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「在留カード等の番号項目名」の内容</li> <li>「日本人の場合「***」、外国人の場合「在留カード等番号」と記載」</li> </ul>
<p>20.5.6 成年被後見人異動通知</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p>	<p>20.5.6 成年被後見人異動通知</p> <p><b>【実装必須機能】</b></p>

## 新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>記載諸元 (一部抜粋)</p> <p>1. 項目・記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「筆頭者項目名」の内容</li> <li>「日本人の場合「<u>筆頭者</u>」 外国人の場合「***」</li> </ul>	<p>(略)</p> <p>記載諸元 (一部抜粋)</p> <p>1. 項目・記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「在留カード等の番号項目名」の内容</li> <li>「日本人の場合「<u>本籍</u>」 外国人の場合「***」</li> </ul>
<h3 style="margin: 0;">第7章 用語</h3>	<h3 style="margin: 0;">第7章 用語</h3>
<p style="text-align: center;">う</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">う</p> <p><u>ウィザード……システムの操作に当たり、システムの発する質問に順次回答していくことによって操作を行う方式のこと。</u></p>
<p style="text-align: center;">え</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">え</p> <p><u>XML【えつくすえむえる】……Extensible Markup Language の略。インターネット上で使用される各種技術の標準化推進団体である W3C (World Wide Web Consortium) から勧告が出された言語の仕様であり、文書やデータの意味や構造を記述するために拡張可能なマークアップ言語である。利用者が自由にタグを定義でき、文書中の文字列に意味付けができる言語構造を持ち、文書処理から電子商取引にいたるまでネットワーク上のデータ処理において広く活用されている。</u></p> <p><u>一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) が策定した地域情報プラットフォーム標準仕様書においては、プラットフォーム通信標準のメッセージ定義仕様に採用されている。</u></p>
<p style="text-align: center;">お</p> <p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;">お</p> <p><u>オープンデータ……何らかの権利に基づく制限がなく、誰でも自由に入手、加工、利用、再配布などができるように公開されたデータのこと。ソフトウェアで取得・</u></p>



## 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">か</p> <p>仮登録【かりとうろく】……異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、住民票（原票）にまだ記載されていない状態のこと。異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態であり、システム上は保存されていることから、単なる入力途中の状態とは区別され、また、住民票（原票）にまだ記載されていないことから、本登録とも区別される。</p> <p>「本登録」も参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">は</p> <p>(削除)</p>	<p><u>加工したり、他のデータと組み合わせたりして分析可能な汎用的なデータ形式で提供される。</u></p> <p style="text-align: center;">か</p> <p>仮登録【かりとうろく】……「<u>仮登録状態</u>」とは、異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中のため決裁に至っておらず、法上、住民票（原票）にまだ記載されていない状態のこと。異動処理が確定されておらず、異動履歴とならない状態であり、システム上は保存されていることから、単なる入力途中の状態とは区別され、また、住民票（原票）にまだ記載されていないことから、本登録とも区別される。</p> <p>「本登録」も参照のこと。</p> <p style="text-align: center;">は</p> <p><u>バッチスケジュール管理【ばっちすけじゅーるかんり】……自動的に実行する一連の処理の単位を、日次、週次、月次等の日時イベントの実行を管理する機能のこと。</u></p>